

## Replies to Ole Settergren's Comments

Kazutoshi Koshiro

Settergren 氏のコメントで特に詳しく応える必要があるのは、Issue 1 (2004 年改正で年金改革の持続可能性を保つために導入されたマクロ経済スライド方式(modifier)、および給付と負担の見通しに関する基礎前提の妥当性に関するものである。それに関連して、かなり多くの細かい論点が含まれているので、お主な疑問点に対してお答えしたい。

### 1. 実質経済成長率と実質賃金率の関係について、過去の実績では経済成長率 > 賃金上昇率となっている。これに対して、年金改正法は賃金上昇率のほうが高くなるという前提を置いているが、これはおかしいのでは？

A: 人口、労働力人口、被保険者数が減少する経済においても TFP の増加や設備投資の増加によってプラスの経済成長を持続することは可能である。この点については、Mitchell 教授のコメントへの答えを参照されたい。この場合、当然、一人当たり賃金上昇率の方が GDP 成長率を上回ることになる。

人口減少社会でプラスの経済成長を維持できるかどうかに関しては、国内でも松谷明彦（政策研究大学院教授）のような悲観論もあるが、年金部会・年金局の判断では、『財政再計算結果』第 4 章第 4 節「経済前提の設定」において詳しく検討しているとおりである。

なお、マクロ経済スライドで用いている「マイナス 0.6%」は、「公的年金の全被保険者数の減少率の実績（3 年平均）」(p.103) である。他方、実質賃金上昇率は「労働力人口 1 人当たり実質 GDP 成長率」(p.165) であるから、自営業主等も含む「国民経済生産性」に近い概念である。

### 2. 基礎率の設定（実質賃金上昇率 1.1%、積立金の運用利回り実質 2.2%）は悲観的に過ぎるのではないか？

Mitchell 教授は逆に設定値が楽観的に過ぎるのではないかとやっている。この点については、最後のセッションで、十分に議論してほしい。

### 3. 労働力人口推計の具体的方法について（Setterren 氏は、女性、高齢者、若者の労働力参加を高める必要を強調しているので、それに関連して）

A: 性別、年齢階級別の過去の労働力率の推移に基づく推計値であるが、成人男子に関しては実績値を延長、女性と高齢者に関してはそれぞれ過去の趨勢よりもかなり労働力率を高めるような各種の政策的前提に基づいて、高目の予測をしている。必要ならば、労働力予測作業の責任者であった樋口教授から更に詳しく説明されたい。

女性、高齢者の労働市場参加を促すべきだというコメントには全面的に賛成であり、改正法もそのような判断に基づいて策定されている。実際、この 20 年間に、女性の M 字型



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

厚生労働省、2004年版「働く女性の実情」による。

#### 4. 年金支給開始年齢を67歳へ引き上げるべきか？

一般論としてはご指摘の通りである。しかし、わが国では、Q5への答えで説明したように、目下、基礎年金については2001年から2013年にかけて（男子；女性は5年遅れ）、また厚生年金2階部分に関しては2013年から2025年にかけて（女性は5年遅れ）段階的に65歳支給へ移行中である。また、定年後の再雇用に関しては、昨年12月の改正高年齢者雇用安定法によって、来年4月から62歳まで、2013年4月からは65歳までへの継続雇用が義務付けられたばかりであり、これらの制度移行の状況、ならびに基礎年金給付額と貧困との関係に注意しつつ、67歳への引上げの時期を議論すべきであろう。

5. 平均余命年数の推定について（65歳時点の平均余命年数は将来給付水準を決めるマクロ経済スライドの一要素として重要な役割を果たしているが、予測値を用いるのは適当ではない。年金被保険者数の将来数の減少（0.6%）の設定においては実績値を用いているのだから、平均余命についても年金受給者の実際の平均余命の伸びを用いるべきではないか？）

この点については、山崎数理課長にあとで答えてもらいたい。

6. 厚生年金保険料率（最終18.3%）のうち基礎年金への拠出金は保険料の何パーセントに相当するか？また、基礎年金野国庫負担分は、保険料率に換算するといくらになるか？

厚生年金においては、毎年の保険料収入と積立金から得られる運用収入とを合わせて、1階部分に充当される拠出金と2階部分の給付に必要な費用をまかなっている。

厚生年金の財政計画上は、1階部分と2階部分を合わせた給付費全体を、段階的に引き上げる予定の保険料と、運用収入でまかなうよう組立てられているため、保険料のどの程度が1階部分になるかを区別して示すことはできない。また、1階部分と2階部分の給付費の割合は年々変動するものであり、1階部分の給付に当てられる部分を一定率で示すことはできない。

しかし、保険料率のうち基礎年金拠出金の保険料換算率（対総報酬）を概算すれば、2分の1国庫負担が完了する2009年度以降においては：

2009年度 厚生年金保険料率 15.7%（うち基礎年金拠出金相当分 4.2%）

基礎年金の1/2国庫負担分を保険料率に換算した場合 4.2%

厚生年金給付のすべてを完全賦課方式の保険料でまかなう場合の保険料率 19.9%

2025年度 18.3%（うち基礎年金相当分 4.3%）国庫負担分の保険料相当 4.3% 計 22.6%

2050年度 18.3%（うち同上 6.1%） 同上 6.1% 計 24.4%

7. Settergren 氏はマクロ経済スライド調整を基礎年金にも適用すると、貧困線（生活保護基準）以下にまで基礎年金額が低下するのではないか、と批判的見解を述べている。この点に対する私の見解は、Q3 への答えの中で述べたとおりである。とくに基礎年金を満額受給できない低年金者（とくに高齢女性）の生活水準を維持するにはどうしたらよいかは、年金制度、生活保護制度、医療保険制度、介護保険制度などとの関係において、総合的に慎重に判断する必要がある。Settergren 氏が指摘しているように、もしも将来的な賃金上昇率や、積立金の運用利回りが設定された基準よりも上回るならば、そのような恐れはかなり緩和されよう。しかし、逆に、少子化進行・経済悪化のシナリオになった場合には、年金制度全体の見直しの中で、特に低年金者の取り扱いを再検討する必要があるだろう。